

府 番 第 1 8 2 号
総 官 参 第 6 1 号
令和元年10月24日

各都道府県番号制度主管部局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
(公 印 省 略)
総務省大臣官房参事官
(総務省大臣官房個人番号企画室長)
(公 印 省 略)

令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
試行運用対象事務手続の本格運用開始期日

並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）に関しては、「令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について」（令和元年6月10日府番第18号、総官参第9号）により、令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携と年金関係手続の情報連携について、その対象となる事務手続の一覧等をお知らせしました。

今般、前記通知により試行運用の対象とされた事務手続については、対象となる事務手続の所管府省において運用状況等を確認した結果、一部を除き、令和元年10月30日から本格運用を開始することとされていますのでお知らせします。

同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類と、引き続き試行運用の対象となる事務手続の一覧について、別紙1及び別紙2のとおり整理していますので、本格運用対象事務の確認や、住民への周知等に御活用ください。

特に、試行運用において課題が把握された事務手続については、各制度所管府省から留意点等について順次通知されますので、御確認頂き、運用に遺漏が無い

よう御対応をお願いします。

本通知の内容は、関係制度所管府省に対しても周知等を依頼しておりますが、各地方公共団体の個人番号利用事務の所管課において適切に対応されるよう、貴都道府県内の個人番号利用事務の所管課及び貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

- （別紙1-1）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（令和元年10月30日時点）
- （別紙1-2）【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（令和元年10月30日時点）
- （別紙2-1）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（令和元年10月30日時点）
- （別紙2-2）【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（令和元年10月30日時点）

（問い合わせ先）

内閣府大臣官房番号制度担当室 平岡、酒井
連絡先

03-6441-3482

i.bangoseido.t8r@cas.go.jp

（以上）